

M I C 決議：秘密保護法の廃止を求め、表現の自由を守ろう

昨年末、多くの国民が反対する中で、安倍政権が強引に成立させた特定秘密保護法。その施行に向けた準備が、政府によって進められている。この夏には、施行令や運用基準などに対するパブリックコメントが実施され、2万3820件もの意見が寄せられた。これらの意見を参考に、政府は運用基準に国民の「知る権利」の尊重を盛り込むなどの修正を施したが、秘密保護法の運用の根幹部分には変更はなく、何よりも秘密保護法本体は何の修正もされていない。

秘密保護法は、政府の恣意的な判断によって、客観的なチェックもないままに事実上永久に「秘密」として指定し、その「秘密」を漏えいした者には最高懲役10年という厳罰を科す法律だ。とくに、ジャーナリストをはじめ秘密にアプローチしようとする者も処罰の対象としていることは、表現・報道の自由に実質的な制限を加えるもので、同法により「国民の知る権利」は、まったく形骸化するおそれがある。

これまで政府自身が否定してきた「集団的自衛権」行使容認も、この7月にあっさりと閣議決定で変更されたことになり、今この国は再び危険な道に足を踏み入れようとしている。政府の誤った政策を正すためには、国民が政府の情報を自由に入手して、チェックできなければならない。そのためにも、私たちは特定秘密保護法の日も早い廃止を強く求める。

このように重大な問題を抱えた秘密保護法に対して、一部のメディアがこれを推進するような論調をとっていることは、理解に苦しむ。表現の自由が保障されてこそ成り立つジャーナリズム機関にとって、秘密保護法制はその最大の支障と言っても過言ではないはずだ。

また、先ごろ朝日新聞が慰安婦報道や原発事故報道での誤報を自ら訂正した際、他のメディアが集中砲火を浴びせるように苛烈な批判を繰り広げたことも、私たちは憂慮している。メディアで働く記者たちが、誤報を恐れるあまり果敢な報道活動を躊躇してしまうことで、言論・表現の自由を自ら狭めて、言うべきことを言えないような社会を招いてしまうからだ。

モノが言いにくい空気を打破して、自由で豊かな言論・表現により、民主主義社会の健全な発達をめざす。そのために、私たちは日々の仕事や労働組合の活動を通じて、表現の自由を守り、もっと自由な言論空間を創り上げるために、力を尽くそう。

2014年9月27日

日本マスコミ文化情報労組会議

第53回定期総会